

倉敷市障害福祉サービス等情報公表実施要領

(目的)

第1条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（以下「事業者」という。）から報告される障害福祉サービス等情報の受理調査、情報の公表等の事務を毎年度実施するに当たり、当該事務を効率的かつ円滑に行うことを目的とする。

(趣旨)

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3の規定及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18の規定に基づく障害福祉サービス等情報の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類)

第3条 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は次の各号のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型指定障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関が行うものを除く。）、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(障害福祉サービス等情報の具体的内容)

第4条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成

18年厚生労働省令第19号。以下「障総則」という。)の別表第1号及び別表第2号及びに児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。)の別表第2及び別表第3に掲げる項目に関する具体的内容は、それぞれ、本要領別添1基本情報及び別添2運営情報のとおりとする。

(報告の対象となる事業者)

第5条 障害者総合支援法第76条の3第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定により、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとするときに報告の対象となる。

また、障害者総合支援法第76条の3第1項及び障総則第65条の9の6並びに児童福祉法第33条の18第1項及び児福則第36条の30の2の規定により、災害その他市長に対し情報公表対象サービス等の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除き、本要領で定める基準日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者が報告の対象となる。

(基準日)

第6条 本要領に基づく報告の基準日は、令和7年4月1日とする。

(実施期間)

第7条 本要領に基づく報告の実施期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

(報告の開始日)

第8条 本要領に基づく報告の開始日は次の各号のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和7年5月1日
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

(報告の期限)

第9条 本要領に基づく報告の期限は次の各号のとおりとする。

- (1) 令和7年4月1日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者
令和7年7月31日
- (2) 令和7年4月1日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から 1 か月以内

(公表の時期)

第 10 条 本要領に基づく公表の時期は次の各号のとおりとする。

(1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告後 2 か月以内

(2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始した事業者

報告後 1 か月以内

(報告の方法)

第 11 条 事業者は、原則、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて市長に報告することとする。

(障害福祉サービス等情報の更新の取扱い)

第 12 条 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、指定障害福祉サービス等事業所の情報として重要な事項であるため、事業者は、当該事項について修正又は変更のあったときに、公表システムを通じて市長に報告を行うものとする。

2 第 1 項以外の情報については、年 1 回の定期的な報告で足りる。

(調査)

第 13 条 事業者は、市長が、障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく報告、報告の内容に必要があると認めるときは、報告が真正であることを確認するために、調査を行うことができる。

また、対象事業者が報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または調査に協力をしないときは当該事業者に対し調査を受けることを命ずることができる。

(調査の実施)

第 14 条 前条に定める調査に当たっては、利用者保護等の観点から、市長が事業者から報告された障害福祉サービス等情報の根拠となる事実の確認を必要と認める場合に行うものとする。

2 事業者から報告された障害福祉サービス等情報の内容に係る調査は、次の各号に該当する場合に行うものとする。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
- (2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
- (3) 指定障害福祉サービス等に係る実地指導を行うとき
- (4) その他（食中毒や感染症の発生、火災、虐待等の問題が生じたとき等）

3 調査の実施方法については次の各号のとおりとする。

(1) 基本的事項

ア 調査の実施体制

調査は、職員1名以上で行うものとする。

イ 調査の内容

調査は、第4条に定める別表1及び別表2について確認を行うものとする。

ウ 調査の方法

調査は、原則、事業者を訪問し、当該調査に関して事業者を代表する者との面接調査により行う。ただし、面接調査以外の方法により適正な調査が実施できる場合は、その他の方法により行う。

(2) 具体的事項

ア 面接調査の方法

(ア) 調査の時点及び期間

調査の時点は、報告日現在とする。また、過去の実績等の調査対象期間は、報告された情報の作成日の前1年間とする。

(イ) 基本情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、当該情報の内容が確認できる記録等の書類や事業所内外の目視等により確認するものとする。

(ウ) 運営情報の調査方法に係る共通的事項

調査は、運営情報において、実施していると報告のあった事項について、その具体的な方法の確認を行うものとする。この具体的な方法を確認するに当たっては、当該取組の実施の有無を確認するものとし、取組の実施内容に関する良し悪しの評価、改善指導等を行わないものとする。

具体的な方法を確認するに当たり、利用者ごとの記録等の事実確認を行う場合には、当該記録等の原本を1件確認することで足り、確認するに当たっては、

紙、電子媒体等の形式は問わないものとする。

研修会等の実施記録の確認に当たっては、少なくとも、当該研修会等の題目、開催日、出席者及び実施内容の概要を確認するものとする。この研修等については、事業者が自ら実施するもの又は外部の研修へ参加させるものの別を問わないものとする。

イ 調査の終了

調査の終了時においては、調査結果について、事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されるものであることについて事業者の同意を得るものとする。当該同意をもって、調査が終了するものとする。

(情報の公表)

第15条 本要領に基づく情報の公表は次の各号のとおりとする。

(1) 手続き

市長は、本要領等に基づき、事業者が提供する指定障害福祉サービス等の種類・事業所ごとの基本情報及び運営情報を公表する。

また、調査を実施した場合には、当該調査結果について公表する。

(2) 公表の方法等

市長が行う情報の公表方法は、次によるものとする。

ア インターネットによる公表

市長は、事業者の障害福祉サービス等情報を公平に公表するとともに、公表システムを通じてインターネットによる公表を行うものとする。

また、市長は、インターネットによる公表情報が適切に障害福祉サービス等の利用者等に伝わるよう、利用者の家族、相談支援事業者等に対し、本制度の活用について普及啓発に努めるものとする。

イ その他の公表方法

市長は、利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等についても行うものとする。

ウ 事業者による公表

事業者は、公表する障害福祉サービス等情報について、障害福祉サービス事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

(行政上の措置)

第16条 事業者が、本要領による報告を行わず、若しくは虚偽の報告を行ったとき、又は調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

2 事業者が、前項の規定による命令に従わないときは、当該事業者の指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

(苦情等の対応)

第17条 本要領に基づく苦情等の対応は、次の各号のとおりとする。

(1) 苦情等対応窓口

障がい福祉課 事業所指導室 TEL 086-426-3287

(2) 苦情等に対する基本的な対応

公表されている情報（以下「公表情報」という。）に関する利用者等からの苦情等については、市長は、事業者に対する照会等を行い、適切な説明が得られた場合は、利用者等に対し説明を行う。また、この場合、公表情報の訂正が必要な場合は、事業者から公表情報の訂正の報告を受けた後、速やかに公表する事とする。

事業者から適切な説明が得られなかった場合、市長は、障害者総合支援法第76条の3

第1項及び児童福祉法第33条の18第1項の規定に基づく報告内容の是正命令等対応について検討するものとする。

(3) 苦情等に関する対応経過の記録等

市長は、利用者等からの苦情等に関する対応の経過を記録するものとする。

(委任)

第18条 この要領の執行に関し、その他必要な事項は、社会福祉部長が定める。

附 則

この要領は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和元年5月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要領は、令和２年５月２４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

この要領は、令和３年６月２３日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

この要領は、令和４年５月３１日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

この要領は、令和５年５月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

この要領は、令和６年５月１日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

この要領は、令和７年５月１日から施行し、令和７年４月１日から適用する